

御 報 告

令和4年（2022）年10月13日

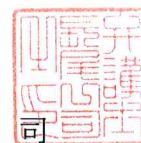
〒604-0981

京都市中京区御幸町通竹屋町上ル毘沙門町537
新井ビル3-1

合同会社地点代理人

京都あかつき法律事務所

弁護士 長 尾 一



弁護士 松 崎 和



TEL 075-256-1500 FAX 075-256-1501

記

冠 省

当職らは、合同会社地点（以下、「弊社」と言います。）の代理人として、本書をお送りします。

さて、弊社の元従業員が、弊社の代表社員である三浦基からパワーハラスメントを受けたなどと主張し、この間、様々な媒体を通じて、自身の主張を発信してきました。

しかしながら、弊社及び元従業員は、元従業員が加入した労働組合である映演労連フリーユニオン（以下、「本件労働組合」と言います。）を通じて、協議を継続し、令和2年3月5日をもって、和解が成立しました（以下、「本件和解」と言います。）。本件和解が成立したことは、和解直後から、弊社及び本件労働組合のホームページ上に掲載されておりました。元従業員は、本件和解にしたがって、弊社からの和解金を受領しました。

しかしながら、元従業員は、令和2年9月になって、突如、本件和解は成立していないなどと主張し、令和3年1月26日には、記者会見を行いました。

本件和解は、相互互譲の精神に則って締結されたものですが、同和解では、いわゆる「口外禁止条項」が設けられております。元従業員の上記行動は、明確な本件和解違反の行為であり、弊社は、事前に、行動を控えるよう求めましたが、元従業員側が、同会見を強行したという経緯があります。なお、残念ながら、同会見は、元従業員側が一方的に自身の主張を述べるだけの内容となってしまいました。

弊社は、上記経緯に鑑み、今後も元従業員が同様の行為を繰り返すことで、弊社の活動に少なくない影響が出ることを防ぐため、令和3年6月、京都地方裁判所に、元従業員を被告とする裁判を起こしました。同訴訟の訴状につきましては、弊社のホームページ上で公開しております。同訴訟はスラップ訴訟などではなく、弊社は、何よりも、弊社と元従業員の間で、本件については、和解を通じて解決したことの確認を求めています。この裁判を通じて、当事者間でどのような出来事があったのか、出来事を通じてどのような法的な関係が築かれたのか、明らかにしたいと考えています。

裁判は、ただいま、山場を迎えており、元従業員及び本件組合の執行委員の尋問を経て、年内に終結し、遅くとも来春には、判決が出る見込みです。

尋問期日は、10月27日（木）に、京都地方裁判所205号法廷で行われる予定です。弊社は、判決を通じて、弊社の主張の正しさが証明されるものと考えております。

弊社は、表現者集団であると同時に法人として、日本社会における劇団のあり方を模索して参りました。俳優の雇用の問題についても、その困難に直面しつつ、解決に心血を注いできました。何よりも、一人でも多くの方々に素晴らしい作品を届けることを目標に、日々、創作活動を展開しております。

皆様におかれましては、これまでも弊社の活動を理解して頂いていた所ですが、現在の弊社のおかれた状況を十分にご理解頂きますよう、よろしくお願いいたします。合わせて、今後とも、弊社に対して、変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

なお、裁判の進捗等につきましても、お問い合わせ頂ければ、当職らにおいて、回答可能な事項につきましては、回答させていただきますので、何かご不明な点などございましたら、当職ら宛にご連絡下さい。

草々